

第9回 四国女子フットサルリーグ 2025 実施要項

1、主 催： （一社）四国サッカー協会 四国フットサル連盟

2、主 管： 四国各県フットサル連盟

3、後 援： （公財）日本サッカー協会 （一財）日本フットサル連盟

4、開催期間： 2025年4月～2026年1月

5、会場： 四国各県会場

6、競技方法： 原則2回戦総当たりとする。

7、競技規則

大会実施年度の(公財)日本サッカー協会フットサル競技規則による。

(競技規則の改定があった場合は審判委員会にて適用時期を決定する)

8、試合時間

競技時間は、40分間（前後半20分間）のプレーイングタイム。

ハーフタイムは10分間とし同点の場合、延長戦は行わない。

9、チーム資格

(1) 四国フットサル連盟に所属するチームで他都道府県に重複して登録されていない8名以上で構成されたチーム。

(2) チームに必ず1人以上JFA公認フットサルC級指導者資格を有する者を登録する事。※注、当分の間適用しない。

10、選手資格

(1) (公財)日本サッカー協会フットサル登録の手続きを済ませた女子選手で、他のフットサルリーグ及び連盟加盟の他チームと重複していない者に限る。

違反のあったチームは当該試合を棄権扱いとし、以後の処置は四国女子フットサルリーグ実行委員会で協議し、四国フットサル連盟で決定する。後日、違反の発見された場合も同様とする。

(2) チームは、(公財)日本サッカー協会フットサル登録票に必要事項を記入し、提出するものとする。

11、追加・移籍

- (1) 追加登録選手は(公財)日本サッカー協会に登録を済ませなければならない。
- (2) リーグの移籍（追加・抹消）期間は4月1日～11月30日までとする。
- (3) 移籍選手は11月30日までにリーグ事務局に提出すること。
- (4) 追加登録選手・移籍登録選手は日本サッカー協会フットサル登録を済ませ選手証が発行された後、試合に出場できる。但し、11月30日以降に移籍（追加）した選手は、それ以降の試合に出場できない。
- (5) 追加登録選手、移籍選手、背番号の変更、スタッフの追加変更は出場する試合の1週間前（例：5月10日の試合に出場する場合は5月3日の24時までに事務局（石井・沖原）へ申請すること。PDFおよびエクセルデータにてメール送信とする）

宛先： 女子フットサルリーグ実行委員会

12、ユニフォーム

- (1) (公財) 日本サッカー協会、ユニフォーム規程に準ずる。
- (2) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム（シャツ、パンツ、ストッキング）を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。このとき、ユニフォーム（シャツ、パンツ、ストッキング）は、同一のメーカー、デザインに限る。
- (3) ユニフォームのうちシャツの色彩は、通常審判が着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。※黒、紺をベースとしたシャツは認めない
- (4) 貼り番号は、原則認めない。ただし、GKの負傷退場など選手登録番号ユニフォームが無い場合に限る、救済措置として認める場合がある。
- (5) ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する県サッカー協会に申請し、当該県サッカー協会及び（公財）日本サッカー協会の承認を得なければならない。
- (6) キャプテンはアームバンドを着用しなければならない。キャプテンアームバンドは（公財）日本サッカー協会によって認められたアームバンドのみ着用が認められ、ユニフォーム規程に準拠すること。

13、選手数

キックオフ時3名に満たない場合は棄権扱いとする。

14、懲罰

- (1) 本大会は、JFAが定める懲罰規程に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するため、大会規律委員会を設置する。なお、全ての懲罰問題の最終決定は（一社）四国サッカー協会規律裁定委員会にて行う。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が2回に及んだ選手は自動的に次の1試合は出場停止とする。
- (3) 退場処分を受けた選手は次の1試合を自動停止とし、以後の処置は（一社）四国サッカー協会規律裁定委員会で決定する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く

15、棄権の扱い

棄権をしたチームはその試合の結果を 5 対 0 とする。

16、勝ち点

勝 = 3 点、分 = 1 点、負 = 0 点

17、順位

①勝ち点②得失点③総得点④総失点⑤当該対戦結果の順位

チーム事情により次年度、チーム解散又はリーグ参加できない場合は暫定順位として当年度の順位は最下位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。

18、入れ替え

各県リーグとの入替は行わない。

19、C L 出場権

地域女子チャンピオンズリーグ出場権は本リーグ優勝チームが出場・義務を負う。

20、参加料

参加料は100,000円とし、(四国フットサル連盟加入金 1 万円を含む)

期限：4月末日までに納入すること。不足する場合は、別途徴収する。

※登録選手は(一財)日本フットサル連盟に登録料2,000円を納入。(各県にて対応)

決められた期限までに納入すること。

21、総会

リーグ終了後に総会を行う。(期日・会場は四国フットサル連盟で決定)

※例年3月に行う。

※次年度参加が不透明、チーム解散の場合は当年度1月末までに事務局まで連絡すること。

※新規参入の意思がある場合は2月末までに事務局まで連絡すること。

22、申込

別紙

① 大会登録票 (Excelデータ)

② 大会登録票 (連盟or協会印あり : PDF)

③ プライバシーポリシー同意書

をメールにて送付すること。

期日：2025年4月21日(月)

宛先：事務局の各担当へ。

23、その他

- (1) 競技中交代選手は必ずビブスを着用すること
- (2) ベンチに入ることのできる人数は役員5名（登録された役員に限る）及び14名（スターティングメンバーを含む）の19名以内とする。役員は必ず役員登録した者に限る。
役員登録されてない者はユニフォームを着た登録選手以外は認めない
- (3) 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は当 該チームにおいて弁償するものとする。併せて場内外で負傷が発生した場合も当該チームで対処する事。主催者は一切の責任を負わない。
- (4) 各チームは必ずスポーツ傷害保険に加入のこと。
- (5) 各チームはマナーを厳守すること。
会場のルールに違反をして会場の使用禁止の処置を受けた場合は除名処分とすることがある。
- (6) 要項に違反をしたチーム・選手は実行委員会の裁定に従わなければならない
- (7) 運営担当
運営担当は四国女子フットサルリーグ実行委員会が決定する。
最終ゲーム、オフィシャルチームは当日の試合結果、審判報告書を四国フットサル連盟理事長と事務局宛に送付する。
- (8) 全試合マッチコミッショナーを配置する
各試合の60分前にはマッチコミッショナー、両チームの代表（監督）および審判員によるマッチコーディネーションミーティングを行う。
マッチコミッショナーは試合終了後、48時間以内に四国フットサル連盟理事長宛にメールで報告すること。
- (9) 審判派遣
審判派遣については審判委員会で決定する。
級のガイドライン(四国サッカー協会規程)
主審：2級以上、第2審判：3級以上、第3審判：3級以上、タイムキーパー：4級以上
- (10) 審判料マッチコミッショナー謝金
別紙、細則規程により四国女子フットサルリーグ参加費より支払う。
審判料・MC・その他支払規程
※審判料・マッチコミッショナー謝金
(1試合) 主審：5,000円 第2審判：3,000円 第3審判・タイムキーパー：2,000円
(1試合) マッチコミッショナー：3,000円
※交通費
審判・MC 共に交通費は自宅から会場までの往復距離(*_a/20 円)を支払う。
県外からの派遣は高速料金を支払う